

令和2年度 長野県地域防災計画の主な修正内容

【令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく修正】

項目	修正内容	修正理由
<p>○災害リスクを考慮した適切な行動、避難先の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイ・タイムライン普及、率先安全避難者制度の検討、災害の切迫度を伝える首長からの呼びかけ 	<p>風水害対策編第2章第3節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、<u>マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)</u>の普及等、より実践的な活動が必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ク) 住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、<u>マイ・タイムラインの作成方法</u>等について、普及啓発を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。</p> <p><u>なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(ケ) 住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、<u>マイ・タイムラインの作成方法</u>等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>県民一人ひとりが適切な行動をとり自らの命は自ら守れるよう、マイ・タイムラインの普及について記載する</p> <p>令和元年東日本台風の教訓を踏まえ県民の逃げ遅れゼロプロジェクトの取組について記載</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>風水害対策編第2章第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>（オ） 県及び市町村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。</u></p> <p>風水害対策編第3章第28節 災害広報活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>-(中略)-</u></p> <p><u>災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市町村長等から直接呼びかけを行う。</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）</p> <p>(ウ) 報道機関に対する発表</p> <p><u>大雨特別警報発表時など、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、知事が直接住民に対して避難を呼びかける。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>広報活動</p> <p><u>災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市町村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。</u></p>	<p>住民の避難行動を促す情報発信・伝達のあり方検討会の提言に基づき、率先安全避難者を計画に位置付け</p> <p>住民の避難行動を促す情報発信・伝達のあり方検討会の検討を踏まえ、令和元年東日本台風で有効であった市町村長等による情報発信の実施を規定する。</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○流域治水への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域のあらゆる関係者が協働し治水対策に取組み被害軽減に努める 	<p>風水害対策編第2章第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第2 主な取組み</p> <p><u>3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。</u></p> <p>風水害対策編第2章第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>(オ) 河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。</u></p> <p>風水害対策編第2章第28節 河川施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 河川施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ウ) 浸水想定区域や水位計、<u>河川監視カメラ</u>等、減災に資する情報を提供する。</p> <p><u>また、浸水想定区域図が作成されていない河川において氾濫が発生していることから、中小河川の浸水想定区域図の作成を促進し、浸水リスク情報の周知に努めるものとする。</u></p>	<p>令和元年東日本台風等、近年の水害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を進めあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水へ転換し、取組を推進する。</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○避難所の環境改善 ～①トイレ、②キッチン、③ベッド等の充実～</p>	<p>風水害対策編第2章第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（県有施設管理部局）</p> <p>（ア）市町村の避難所運営の参考となるよう「避難所マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、<u>良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。）を示すよう努める。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>（シ）「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>風水害対策編第3章第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町村は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、<u>指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。</u></p>	<p>避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ、避難所の環境改善、特にTKBの重要性について記載する</p> <p>避難所の環境改善に、県、市町村、NPO等が協力して取り組むための水準目標についての記載を追加する。</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○物資調達の迅速化や広域連携に向けた、物資調達・輸送調整等支援システムの活用</p>	<p>風水害対策編第2章第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p><u>(2) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行う。</u></p> <p>風水害対策編第3章第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>災害対策本部室は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送が出来ない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。</u>(危機管理部)</p> <p>(イ) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。</p> <p><u>また、長野県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努めるものとする。</u>(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを用いて</u>近隣市町村及び<u>県災害対策本部室</u>に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p>	<p>今年度から導入された物資調達・輸送調整等支援システムについて、災害時の対応が円滑に進むよう、災害発生前からの積極的な活用について記載する。</p> <p>物資調達・輸送調整等支援システムにより、地方部を経由せず、災害対策本部室で直接市町村からの要請や在庫量を把握出来る体制が構築されたため、対応の流れを修正する。</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○円滑なボランティア活動のための支援、協力体制の充実</p>	<p>風水害対策編第2章第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p><u>エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</u></p> <p>風水害対策編第3章第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。</u></p> <p><u>そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 <u>災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 <u>被災者のボランティア</u>ニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボラン</p>	<p>令和元年東日本台風の課題を踏まえ、平常時からの県の体制構築や相互協力を明記する。</p> <p>ボランティア関係団体の災害時の積極的な受け入れ、見通しの作成、活動拠点の整備といったより積極的な内容に修正する。</p> <p>同上</p> <p>誰のどのようなニーズを把握すべきか、より明確になるよう修正</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>ティア関係団体やボランティアコーディネーターと<u>連携</u>して円滑な受入れを図るものとする。</p> <p><u>また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する対策】</p> <p>(エ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する<u>とともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める</u>ものとする。</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）及び市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。</u></p> <p>イ【社会福祉協議会が実施する対策】</p> <p>(ア) 県社会福祉協議会は、<u>災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。</u></p> <p><u>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。</u></p>	<p>ボランティアの安全対策や市町村と NPO 等との信頼関係の構築や情報共有の場が無いという課題があったため、県と社協、NPO 等と市町村の情報共有の機会を積極的に構築する。</p> <p>災害ボランティアセンターの設置や広域的な課題調整を県及び市町村が実施する対策に明記</p> <p>活動の全体像の把握や市町村災害ボランティアセンター等の支援を県社会福祉協議会が実施する対策に明記</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○在宅避難者、多様な避難先へ避難をした者の把握</p>	<p>風水害対策編第2章第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p><u>6 在宅避難者等の支援</u></p> <p><u>(1) 現状及び課題</u></p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p><u>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p><u>(2) 実施計画</u></p> <p><u>ア【県が実施する計画】</u></p> <p><u>在宅避難者及び親せき宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。</u></p> <p><u>イ【市町村が実施する対策】</u></p> <p><u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親せき宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>風水害対策編第3章第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>令和元年東日本台風において、在宅避難者の状況把握に時間を要したことに加え、避難所等の3密対策として親戚・友人宅への多様な避難を促していることから、状況把握の事前の対策及び災害時の調査方法について基本的な事項を県独自に定めるもの。</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）</p> <p><u>（ア）市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等への反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（イ）市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p>	

【With コロナ時代の防災対応 ～After コロナを見据えて～】

項目	修正内容	修正理由
○避難所の感染症対策の検討	<p>風水害対策編第1章第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p><u>(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>風水害対策編第2章第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。</p>	<p>避難所の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な事項について追加する</p>
○ホテル・旅館等の活用に向けた支援	<p>風水害対策編第2章第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ケ) ホテル・旅館等の確保</u></p> <p><u>市町村は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。</u></p>	<p>要配慮者への新型コロナウイルス感染症対策として、ホテル旅館の活用について追加する</p>

【その他 ～ 国の防災基本計画の修正等に基づく修正】

項目	修正内容	修正理由
○居住地域の災害リスクや多様な避難等とるべき行動の周知【再掲】	風水害対策編第2章第3節 防災知識普及計画 略(再掲)	
○人命に関わる重要施設の非常用電源の確保	風水害対策編第2章第1節 風水害に強い県づくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (2) 実施計画 ウ【関係機関が実施する計画】 (ウ) 災害応急対策等への備え <u>g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u>	令和元年房総半島台風に係る国の検証を踏まえた修正